

令和3年3月10日

事業主 }
個人加入 } 組合員 各位

東京都薬剤師国民健康保険組合

令和3年度東京都薬剤師国民健康保険組合保険料
について（お知らせ）

日頃より当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月10日に開催した第62回通常組合会におきまして令和3年度収入支出予算が議決され、**令和3年度の保険料を改定しない**ことが決定されましたのでお知らせいたします。

なお、組合員数の減少傾向の下で、1人当たり保険給付費の増加が続いておりますので、皆様には引き続き医療費の節減にご協力をお願い申し上げます。

また、事業主様におかれましては、従業員の皆様にもこのことをお伝えいただきたく存じます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

＜令和3年度東京都薬剤師国民健康保険組合保険料等＞

区 分		賦 課 額【 月 額 】	
医 療 分	事業主組合員	26,000 円	
	特例組合員	16,000 円	
	従業員	薬 剤 師	21,500 円
		そ の 他	16,000 円
	家 族	9,000 円	
後期高齢者支援金分(被保険者全員)		3,500 円	
介護納付金分(満40歳～64歳)		4,800 円	
後期高齢者組合員(満75歳以上)		2,500 円	

- 介護納付金分は、年齢が満40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が納付すべき介護保険料として当組合が徴収し、まとめて納めるものです。
- 後期高齢者組合員の賦課額は、保健事業の費用に充てるものです。

＜ お 知 ら せ ＞

「傷病手当金の支給」の対象となる期間が、令和3年6月30日までに延長されます。
詳しくは、4月以降に組合ホームページでご確認ください。